事業名　地域密着型サービス拠点等整備補助金

１　事業目的及び必要性

■　平成 18 年 1 月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制が見直され、平成 19 年に消防法施行令が改正された（平成 21 年 4 月 1 日施行）。その改正に伴い、**火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務付けられたことから、市内のグループホームに対して、国の交付金制度**（介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金**制度）を利用して補助を行う。**

■　なお、消防法施行令において、**既存施設においては平成２３年度末までの経過措置**が認められている。

【根拠法令・関連計画等】

- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱
- 清須市地域密着型サービス拠点等整備費補助金交付要綱

２　事業内容

（１）19 節　地域密着型サービス拠点等整備費補助金　　2,646 千円（　0 千円）

【対象施設】

グループホームペガサス春日（清須市春日新町１０５番地）

定員：9 人、延床面積：294 ㎡

【対象経費予定額】

4,000 千円（交付金の範囲内で補助を行うため、差額の 1,354 千円については、ペガサス春日が負担）

【消防法施行令の具体的な改正内容】

①施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積（延べ床面積）	改正前	改正後
	１，０００㎡以上	２７５㎡以上

②対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設

資料２

３　予算措置以外に、別途必要な措置

特になし

４　事業実施に係る特定財源

【国費】介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金

2,646 千円（内示額）

交付金概要

交付金名	介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金
交付金単価	９，０００円／㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム（定員２９人以下）
	小規模の介護老人保健施設（定員２９人以下）
	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所

・ 既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
・ 平成２３年度までの時限措置

５　その他

○平成 21 年度 12 月補正において、グループホームきよすのスプリンクラー設置に係る費用の一部を補助。(4,068 千円)

○平成 23 年度にペガサス春日を整備することにより、当該交付金を活用できる施設は全て終了。